

## さいたま市介護保険施設等監査実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市が介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第76条、第76条の2、第77条、第78条の7、第78条の9、第78条の10、第83条、第83条の2、第84条、第90条、第91条の2、第92条、第100条、第103条、第104条、第114条の2、第114条の5、第114条の6、第115条の7、第115条の8、第115条の9、第115条の17、第115条の18、第115条の19、第115条の27、第115条の28及び第115条の29並びに健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法（以下「平成18年旧介護保険法」という。）第112条、第113条の2及び第114条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定居宅サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定居宅サービス事業者等」という。）、指定地域密着型サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定地域密着型サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定地域密着型サービス事業者等」という。）、指定居宅介護支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定居宅介護支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定居宅介護支援事業者等」という。）、指定介護老人福祉施設若しくは指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者又は指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者であった者（以下「指定介護老人福祉施設開設者等」という。）、介護老人保健施設の開設者、介護老人保健施設の管理者又は医師その他の従業者（以下「介護老人保健施設開設者等」という。）、介護医療院の開設者、介護医療院の管理者又は医師その他の従業者（以下「介護医療院開設者等」という。）、平成18年旧介護保険法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）若しくは指定介護療養型医療施設の開設者若しくは管理者、医師その他の従業者又は指定介護療養型医療施設の開設者若しくは管理者、医師その他の従業者であった者（以下「指定介護療養型医療施設開設者等」という。）、指定介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定介護予防サービス事業者等」という。）、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定地域密着型介護予防サービス事業者等」という。）及び指定介護予防支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定介護予防支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定介護予防支援事業者等」という。）に対して行う介護給付若しくは予防給付（以下「介護給付等」という。）に係る居宅サービス等（以下「介護給付等対象サービス」という。）の内容並びに介護給付等に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求に関して行う監査に関する基本的事項を定めることにより、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

### (監査方針)

第2条 監査は、指定居宅サービス事業者等、指定地域密着型サービス事業者等、指定居

宅介護支援事業者等、指定介護老人福祉施設開設者等、介護老人保健施設開設者等、介護医療院開設者等、指定介護療養型医療施設開設者等、指定介護予防サービス事業者等、指定地域密着型介護予防サービス事業者等及び指定介護予防支援事業者等（以下「サービス事業者等」という。）の介護給付等対象サービスの内容について、市が条例で定める介護給付等対象サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に従っていないと認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合又は介護報酬の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合（以下「指定基準違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとることを主眼とする。

（監査の実施基準）

第3条 監査は、次に掲げる情報等を踏まえて、指定基準違反等の確認について必要があると認める場合に行うものとする。

(1) 要確認情報

ア 通報、苦情、相談等に基づく情報

イ 国民健康保険団体連合会、地域包括支援センター等へ寄せられる情報

ウ 国民健康保険団体連合会又は保険者からの通報

エ 介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す事業者

オ 法第115条の35第4項の規定に該当する報告の拒否等に関する情報

(2) 実地指導において確認した情報

市が法第23条又は第24条の規定により指導を行ったサービス事業者等について確認した指定基準違反等

（監査方法等）

第4条 指定基準違反等の確認について必要があると認めるときは、サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該サービス事業者等の当該指定に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行うものとする。

2 監査を行うに当たっては、根拠規定、日時及び場所、監査担当者、出席者、準備すべき書類等を記載した実施通知を、対象となるサービス事業者等に交付するものとする。ただし、さいたま市介護保険施設等指導実施要綱第10条の規定により実地指導を中止して監査を行う場合は、この限りでない。

3 監査は、原則として監査指導課の職員2名以上をもって行うものとする。ただし、指定基準違反等の内容により必要があると認められる場合は、介護保険課の職員と合同で行うことができる。

4 前項ただし書きの規定により合同で監査を行う場合においては、監査指導課長は、職員の派遣について、介護保険課長あてに依頼するものとする。

（監査結果の通知等）

第5条 監査の結果、改善勧告に至らない軽微な改善を要すると認められた事項については、後日、文書によりその旨及び改善事項について通知を行うものとする。

2 監査を実施したサービス事業者等に対し文書で通知した改善事項については、文書により報告を求めるものとする。

（県内の連携）

第6条 市長は、指定地域密着型サービス事業者等及び指定居宅介護支援事業者等に対し、行政上の措置を行う場合には、事前に埼玉県知事に情報提供を行うものとする。

（勧告等）

第7条 監査の結果、サービス事業者等に指定基準違反の事実が確認された場合、当該サービス事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができる。

2 前項の規定により勧告した場合においては、期限内に文書により報告させるものとする。

3 勧告を受けたサービス事業者等が第1項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(上位措置への移行)

第8条 前条の規定により勧告を受けたサービス事業者等が正当な理由なく当該勧告に係る措置をとらなかったときは、監査指導課長は、命令への移行について、介護保険課長に依頼するものとする。

2 前項の規定は、監査の結果、他の行政上の措置（命令、指定若しくは許可の取消し又は指定若しくは許可の全部若しくは一部の効力の停止をいう。）をとることが必要と認められる場合について準用する。

(命令等)

第9条 第6条第1項の規定による勧告を受けたサービス事業者等が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該サービス事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

2 前項の規定により命令した場合においては、期限内に文書により報告させるものとする。

3 市長は、第1項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第10条 市長は、指定基準違反等の内容等が、法第77条第1項各号、第78条の10各号、第84条第1項各号、第92条第1項各号、第104条第1項各号、第114条の6、第115条の9第1項各号、第115条の19各号及び第115条の29各号並びに平成18年旧介護保険法第114条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、当該サービス事業者等に係る指定若しくは許可を取り消し、又は期間を定めてその指定若しくは許可の全部若しくは一部の効力の停止（以下「指定の取消し等」という。）をすることができる。

(聴聞等)

第11条 監査の結果、当該サービス事業者等が命令又は指定の取消し等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定により聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。

ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は適用しない。

(経済上の措置)

第12条 勧告、命令、指定の取消し等を行った場合は、保険給付の全部又は一部について、法第22条第3項による不正利得の徴収等（返還金）として徴収する。

2 命令又は指定の取消し等を行った場合は、当該サービス事業者等に対し、原則として、法第22条第3項の規定により返還額に100分の40を乗じて得た額を支払わせるよう指導するものとする。

(国等への報告)

第13条 監査及び行政措置の実施状況については、必要に応じ、厚生労働省、都道府県及び県内市町村に報告するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、介護保険施設等の監査に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年3月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月14日から施行する。